



# 島根県報

平成18年10月10日 (火)  
第 1,819 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 告 示

保安林の指定の解除	(森 林 整 備 課)	1
森林法第189条の規定による告示及び掲示	( " )	1
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	3
島根県営住宅条例の規定に基づく入居者駐車場の使用料の一部改正	(建 築 住 宅 課)	4
特定調達公告		
集合教育用運転シミュレータの賃貸借契約に係る一般競争入札の実施	(警 察 本 部)	4
正 誤		
平成18年7月28日付け島根県報第1,798号中	(森 林 整 備 課)	6

## 告 示

### 島根県告示第950号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成18年10月10日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
安来市広瀬町西比田2742 - 6
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

### 島根県告示第951号

平成18年島根県告示第843号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を出雲市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成18年10月10日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
出雲市佐田町朝原1547	青木 清太	出雲市佐田町朝原435
出雲市佐田町反辺2131から2139まで、2860 - 2、2860 - 9	安食 正義	出雲市佐田町反辺1298
出雲市佐田町朝原1641 - 100から1641 - 120まで	安食 幸敏	松江市菅田町178 - 10
出雲市佐田町朝原1311 - 74、1311 - 84	荒薦イキコ	出雲市佐田町朝原44
出雲市佐田町朝原1405 - 9、1410、1411	荒薦勝五郎	出雲市佐田町朝原134 - 2
出雲市佐田町朝原1311 - 75、1311 - 76	荒薦 茂	出雲市佐田町朝原51
出雲市佐田町朝原1311 - 83	飯塚マサコ	出雲市佐田町朝原 4
出雲市佐田町反辺2860 - 4	板垣関太郎	出雲市佐田町宮内1161 - 内 2
出雲市佐田町毛津612から614まで、616、618、619、622、624 - 1、626 - 21	伊藤 永造	出雲市多伎町久村12
出雲市佐田町毛津626 - 9	伊藤 二枝	出雲市多伎町多岐1186
出雲市佐田町八幡原1169 - 18	岩崎 英子	出雲市佐田町八幡原142
出雲市佐田町八幡原1169 - 17	岩崎 和夫	名古屋市港区港陽 1 丁目 1 番65号
出雲市佐田町八幡原853 - 1、853 - 5	岩崎 正	兵庫県尼崎市次屋字下畔262 - 1
出雲市佐田町八幡原853 - 1、853 - 5	岩崎 務	出雲市芦渡町360
出雲市佐田町八幡原853 - 4、853 - 5	岩崎 利通	松江市北田町71 - 2
出雲市佐田町朝原1656 - 9	大塚喜四郎	出雲市佐田町朝原1910
出雲市佐田町原田1169 - 3	岡田 幸男	東京都豊島区駒込 6 丁目798
出雲市佐田町朝原1131 - 78、1431	落合熊三郎	出雲市佐田町朝原11
出雲市佐田町朝原1436	落合 茂俊	出雲市佐田町朝原11
出雲市佐田町朝原1656 - 5	梶谷アヤ子	出雲市佐田町朝原597 - 2
出雲市佐田町八幡原853 - 5	勝田 清美	出雲市大津町2322 - 4
出雲市佐田町反辺2131から2139まで、2860 - 2、2860 - 9	勝田 幸市	出雲市佐田町反辺1323 - 1
出雲市佐田町朝原1656 - 7	勝部 一	出雲市佐田町朝原796
出雲市佐田町朝原1572 - 12、1656 - 4、1656 - 5	川津 宣子	大阪市港区港晴 2 - 18 - 15
出雲市佐田町朝原1572 - 12、1656 - 4	神田 勝彦	大阪府吹田市豊津町53 - 2
出雲市佐田町上橋波611 - 1、612 - 1、613 - 1、614から622まで	神田 清市	出雲市佐田町吉野31
出雲市佐田町反辺2131から2139まで、2860 - 2、2860 - 9	神田 政子	出雲市佐田町反辺1375 - 2
出雲市佐田町毛津623	木村 英子	出雲市多伎町多岐562 - 1
出雲市佐田町朝原1045 - 16、1452、1455 - 12	桐原 竹夫	出雲市佐田町朝原321
出雲市佐田町反辺2860 - 4	佐藤栄左衛門	出雲市佐田町宮内1066
出雲市佐田町朝原1641 - 100から1641 - 120まで、佐田町原田1169 - 10	佐藤 幸次	神奈川県横浜市戸塚区原宿町 1 - 17 - 24
出雲市佐田町八幡原936、937、939、940	園山 勉	出雲市佐田町八幡原709
出雲市佐田町反辺2563 - 5	竹下 熊吉	出雲市佐田町東村842
出雲市佐田町朝原1568 - 12、1572 - 3	谷口 章弘	出雲市大津町570

出雲市佐田町反辺2491	常松テル子	出雲市佐田町反辺647 - 3
出雲市佐田町反辺2131から2139まで、2860 - 2、2860 - 9	土井豆丈助	出雲市佐田町反辺1373 - 3
出雲市佐田町反辺2558	永井新三郎	出雲市佐田町反辺1035
出雲市佐田町反辺2557	永井 弥助	出雲市佐田町反辺1035
出雲市佐田町反辺2563 - 15	野井 良一	出雲市佐田町反辺709
出雲市佐田町高津屋496 - 4、496 - 7	能美 正義	出雲市佐田町下橋波247
出雲市佐田町朝原1656 - 11	濱村 文子	出雲市佐田町朝原1040 - 3
出雲市佐田町朝原1641 - 99、1641 - 150、1311 - 47	原 和子	京都市東山区今熊野北日吉町50 - 9
出雲市佐田町反辺2860 - 4	藤原三太郎	出雲市佐田町宮内1010
出雲市佐田町朝原1641 - 47	藤原 誠	兵庫県伊丹市中野孫左衛門池 6
出雲市佐田町朝原1656 - 21	藤原 正代	松江市灘町137
出雲市佐田町朝原1656 - 14	堀江 哲史	出雲市天神町233 - 2
出雲市佐田町反辺2131から2139まで、2860 - 2、2860 - 9	松井 宗顕	出雲市佐田町反辺1311
出雲市佐田町反辺2122から2130まで、2860 - 8	馬庭 都彦	出雲市佐田町反辺1376
出雲市佐田町上橋波611 - 1、612 - 1、613 - 1、614 から622まで	三浦幸太郎	大田市大田町大田イ998
出雲市佐田町東村1081 - 1	持田 英明	広島市西区己斐中 1 - 7 - 6
出雲市佐田町朝原1250 - 1、1250 - 2、1251、1257、1256、1311 - 6、1311 - 25	森山銀次郎	出雲市佐田町朝原1080
出雲市佐田町朝原1405 - 20	森山 壽一	出雲市佐田町朝原375
出雲市佐田町朝原1641 - 77	森山 智	出雲市塩冶町414
出雲市佐田町一窪田3095 - 6	森山 繁増	出雲市佐田町一窪田759
出雲市佐田町大呂1978	森山 重良	出雲市佐田町大呂588
出雲市佐田町朝原1311 - 22、1311 - 28、1311 - 33、1311 - 36	森山 峻昇	出雲市佐田町朝原1080
出雲市佐田町大呂1977 - 2	森山 智輝	松江市東朝日町269 - 5
出雲市佐田町朝原1641 - 82	森山 芳雄	出雲市佐田町朝原709
出雲市佐田町上橋波625	安井 八ル	出雲市佐田町上橋波174
出雲市佐田町大呂2020 - 1	安井 理	出雲市佐田町大呂80
出雲市佐田町反辺2860 - 4	横山佐一郎	出雲市佐田町宮内1168
出雲市佐田町反辺2860 - 4	横山利一郎	出雲市佐田町宮内1189
出雲市佐田町反辺2860 - 4	和田幸次郎	出雲市佐田町宮内1772 - 内 1
出雲市佐田町朝原1641 - 85	和田 要人	出雲市佐田町宮内877 - 3
出雲市佐田町朝原1513	板垣佐一郎	不明
出雲市佐田町朝原1513	和久野勤之助	不明

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成18年10月10日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 区域の名称 諾浦（追加）
- 2 土地の表示

平成13年12月4日島根県告示第887号で指定した標柱1号と7号を結んだ線、標柱7号と次に掲げる地番の土地に存する標柱8号を結んだ線、標柱8号と9号を結んだ線及び標柱9号と1号を結んだ線により囲まれた区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
隠岐郡	隠岐の島町	大久	諾浦	34番1	8号
			小坂	12番	9号

島根県告示第953号

島根県営住宅条例の規定に基づく入居者駐車場の使用料（平成18年島根県告示第226号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行する。

平成18年10月10日

島根県知事 澄 田 信 義

表浜田市の項中 「

1,785円 (840円)
------------------

」 を 「

1,785円
--------

」 に、

「

-
(630円)
1,680円
(735円)

」 を 「

1,575円
1,680円

」 に改める。

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成18年10月10日

島根県警察本部長 山 田 幸 孝

- 1 入札の内容
  - (1) 入札の件名
 

集合教育用運転シミュレータの賃貸借契約
  - (2) 賃貸借物品の仕様及び数量等
 

入札説明書による。
  - (3) 賃貸借期間
 

平成19年3月1日から平成24年2月29日まで
  - (4) 入札方法
 

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金

額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札書に記載された金額のうち最低価格を落札金額とする。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第5条の規定により開札の日の前日までに知事の承認を受け、営業種目大分類「14借入品」中分類「(2)情報処理機器」に登録された者であること。
- (3) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中であるものでないこと。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690 - 8510 島根県松江市殿町 8 番地 1  
島根県警察本部警務部会計課用度係  
電話0852 - 26 - 0110 内線2235 ~ 2236

- (2) 入札説明会

行わない

- (3) 入札説明書の交付期間及び方法

平成18年10月10日から11月20日までの間、上記(1)の場所において交付する。

(交付時間は土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。)

- (4) 入札書の受領期限

平成18年11月29日(水)午後2時(郵便による入札にあつては、正午までに到着していること。)

- (5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年11月29日(水) 午後2時  
イ 場所 島根県松江市殿町 2 番地 島根県第二分庁舎 4階入札室  
ウ 開札 即時開札

## 4 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約予定相当額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当

該入札者の入札は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Subject matter of tender

Lease of a driving simulator for set education

(2) Specifications and quantity for lease

According to the bid explanation form

(3) Delivery Location

According to the bid explanation form

(4) Leasing Period

1st March, 2007 to 29th February, 2012

(5) Date and time of calling for tenders

at 14:00 on 29th November, 2006

(6) Contract contact information

Finance Division, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters

8-1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8510 Japan

Ph: 0852-26-0110 (ext.2235 or 2236)

正

誤

平成18年7月28日付け島根県報第1,798号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
2	下から9	4314 - 5	字菅谷4314 - 5